

平成26年度主要な政策に係る評価書(モニタリング)

(総務省25-④)

政策名 ^(※1)	政策4:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等		分野	地方行財政		
政策の概要	地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整え、もって地方分権型社会の確立を目指す。					
政策の予算額・執行額等	区 分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の 状況(千円) (注)	当初予算(a)	4,578,743	4,414,992	3,554,701	2,678,555
		補正予算(b)	8,396,128	0	399,596	0
		繰越し等(c)	-3,235,342	2,947,654	87,047	
		合計(a+b+c)	9,739,529	7,362,646	4,041,344	
執行額(千円)		7,377,248	6,665,522			

(注)東日本大震災の影響により、平成24年度の繰越し等額が増加している。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成26年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次地方分権改革の集大成として、地方に対する権限移譲や規制緩和を進めます。 ・行政サービスの質と量を確保するため、人口二十万人以上の地方中核拠点都市と周辺市町村が柔軟に連携する、新たな広域連携の制度をつくりまします。中心市街地に生活機能を集約し、あわせて地方の公共交通を再生することにより、町全体の活性化につなげてまいります。

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	1 地方自治制度の見直し	条例による通年会期の選択的導入、臨時会の招集権の議長への付与などを内容とする地方自治法改正法は平成24年9月5日に公布 第30次地方制度調査会において、大都市のあり方について審議し、大都市制度についての専門小委員会中間報告を平成24年12月20日にとりまとめ 【24年度】	第30次地方制度調査会の答申等を踏まえ、総合区制度の創設や指定都市都道府県連絡調整会議の創設など、指定都市制度の見直しや、中核市と特別市制度の統合、連携協約及び事務の代替執行に関する制度の創設などを内容として地方自治法改正案を国会に提出した。 【25年度】	第30次地方制度調査会の答申を踏まえ、大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービスの提供のあり方の見直しに取り組む 【25年度】
	2 地方公共団体における事務の共同処理の活用状況	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、活用状況を把握し必要な情報を提供 【24年度】	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、活用状況を把握し必要な情報提供を実施した。 【25年度】	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、活用状況を把握し必要な情報を提供 【25年度】
地方公共団体が自主的・主体的に地方行革に取り組むこと	3 地方公共団体における行政改革の取組状況	各地方公共団体が自主的・主体的に行政改革を行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供 【24年度】	・地方公共団体における行政改革の取組状況に関する調査(平成26年3月25日公表) ・地方公共団体における行政評価の取組状況等に関する調査(平成26年3月25日公表)を実施した。 【25年度】	各地方公共団体が自主的・主体的に行政改革を行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供 【25年度】

地方分権の担い手を支える 地方公務員制度が確立すること	4	地方公務員数の推移	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供 【24年度】	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報提供を実施した。 【参考】 地方公共団体の総職員数275万2,484人(対前年比▲16,429人)(平成25年4月1日現在) 【25年度】	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供 【25年度】
	5	ラスパイレス指数の状況	公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供 【24年度】	公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報提供を実施した。 【参考】 地方公共団体(全団体)のラスパイレス指数106.9(参考値(注1)98.8)(平成25年4月1日現在) (注1)「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値をいう。 【25年度】	公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供 【25年度】
	6	給与制度・運用の適正化状況	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供 【24年度】	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報提供を実施した。 【参考】 適正化の取組例(平成25年4月1日時点) ・給与の「わたり」(注2)の制度がある団体は69団体(全団体の3.9%)に減少 ・自宅に係る住居手当のある団体は、454団体(全団体の25.4%)に減少 (注2)地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付を行うことや実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。 【25年度】	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供 【25年度】
	7	人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供 【24年度】	地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう各人事委員会に対し人事院勧告対応上の留意事項など必要な情報を、給与改定通知や各種会議の場を通じて提供した。 【参考】 月例給について、5団体において引上げ勧告が、6団体において引下げ勧告がなされるなど、各人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を実施 【25年度】	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供 【25年度】
	8	給与情報等公表システムによる公表状況	実施率98.3% (1,758/1,789団体) (平成24年3月31日現在) 【24年度】	98.7%(1,765/1,789団体) (平成25年4月30日現在) 【25年度】	実施率100% 【25年度】
	9	地方公共団体の人事制度改革の状況(任期付採用の実施団体)	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供 【24年度】	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報提供を実施した。 【参考】 実施団体数387団体(平成25年4月1日現在) 【25年度】	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供 【25年度】
	10	人材育成基本方針の策定状況	策定率92.7% (1,658/1,789団体) (平成24年4月1日現在) 【24年度】	策定率93.2%(1,668/1,789団体) (平成25年4月1日現在) 【25年度】	策定率95% 【25年度】

担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課	作成責任者名	自治行政局総務室長 吉永 浩	政策評価実施時期	平成28年8月
---------	---	--------	-------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。